



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 裕
(コード番号：2267 東証プライム市場)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 24 日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 59,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,789 円
(4) 処分総額	166,782,200 円
(5) 割当予定先	取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く） 7 名 28,825 株 執行役員（当社の取締役を兼務する執行役員を除く） 17 名 30,975 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき、臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023 年 2 月 10 日および 2023 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入および本制度の詳細について決議いたしました。また、2023 年 6 月 21 日開催の第 71 回定時株主総会において、既存の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額 300 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含みません。）とすること、対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数は年 15 万株を上限とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間等につき、ご承認をいただいております（当社は、2023 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行いました。上限株数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。）。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案し、対象取締役および当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象取締役等」と総称します。）24 名に対し、金銭報酬債権合計 166,782,200 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役等 24 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 59,800 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の交付日から当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日または本割当株式の交付日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式の交付が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日までのいずれか遅い日（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）まで、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないもの（以下、「本譲渡制限」といいます。）といたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本割当株式の交付日の直前の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時まで（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本割当株式の交付日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日まで）の期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役等が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任または退職した場合あるいは死亡により退任または退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち本役務提供期間開始日を含む月の翌月（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本役務提供期間開始日を含む月）から対象取締役等が退任または退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該退任または退職の時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該退任または退職の直後の時点において、本譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役等が正当な理由によらず当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本役務提供期間開始日を含む月）から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除いたします。その場合、本譲渡制限が解除された直後の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、本譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、忖意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025 年 6 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,789 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上